

会 議 録

会議の名称	第7回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会	
開催日時	平成20年2月28日（木）19:00～21:15	
開催場所	三の丸会館（中央公民館）3階 小ホール	
事務局	大和郡山市 企画政策部 企画政策課	
出席者	委員	中川教授、市民委員（磯委員、伊藤委員、井上委員、岩田委員、大牟禮委員、岡林委員、奥田委員、梶谷委員、金田委員、河原委員、菊山委員、北野委員、北原委員、小林委員、阪田委員、鯛委員、高原委員、中村委員、西本委員、沼田委員、林委員、福嶋委員、横田委員） 市職員委員（水本委員、北門委員、上田委員、仲委員、東田委員、西尾委員、吉本委員、中尾委員、下田委員）
	事務局	北森企画政策課長、徳田企画政策課長補佐、森、澤田齋藤（コンサルタント）
欠席者	澤井名誉教授、市民委員14名	
議題	<p>前回の議事録の確認について（全体討議）</p> <p>条例「市民の参加と協働」について</p> <p style="text-align: right;">（グループ討議）</p>	

議 事 概 要

1．開会挨拶および欠席委員等の報告

事務局から本日の欠席者の報告がある。また、前回の会議で指摘されていた「三の丸会館（中央公民館）の身障者用トイレの故障」についてすでに修理を完了し、使用できる状態であることが報告された。

2. 前回議事録の確認及び討議結果について

会 長 前は休んでしまいました。いよいよ第1段階の大詰めを迎えて、来月からは事務局作成の条例素案を見て、みんなでたたいていくこととなりますが、これが第2段階ですね。ここまでよくこれたなあと、みなさんに感謝しなければという思いです。

さて、だいぶ皆さんも慣れてこられたと思いますが、ワークショップの意義について再確認したいと思います。ワークショップは「短い時間内でたくさんの意見をみんなで共有する」ということなんです。ですから与えられた作業時間をみんなで均等に分けて、それぞれの人が話せるように、ルールとマナーを守っていくことが大切になってくるわけです。そのためには、

人の意見をしっかり聞く。

否定的な発言をしない。評価しない。

体言止めをしない。例えば 〇〇の改善、見直し といった体言止めは批判になりがちですので、〇〇したいなあ、〇〇する、というようにしていけば良くなります。

報告の仕方についてですが、グループの意見がどれだけ多角的多様に出たかという状況を謙虚に報告してください。自分の意見は言わない。これは、人の意見を良く聞けるようになることです。それができれば、視野も広がります。このことが後に役に立つと信じて作業して欲しいです。

事務局から前回の会議録資料をもとに、会議録の内容確認についての説明。

事務局 委員から請求のございました資料については、会場内の机に設置しておりますので、ご自由にお取りください。また、前回の会議において説明しましたとおり、これまでみなさんで議論いただいた内容を基に事務局で「条例素案のタタキ台」を作成しましたので、本日の会議の後お渡しします。また委員が独自に作成された「条例案」もお渡ししますので、参考にしてください。3月以降はこれらの「タタキ台」を議論していただきたいと考えています。

会 長 本日は「市民参加と協働」について議論していただきますが、大きく分けて2つの側面があります。1つは「市民の行政経営への参加」と

いうもの。これは市民がいかに行政をコントロールするかという側面です。もう1つは「地域社会経営への行政の参加」というもの。前者には、パブリックコメントや各種審議会への市民参加ルール、住民投票などがあります。審議会への市民参加では公募委員の割合を一定割合確保することも検討されるでしょう。住民投票では「～のとき発議できる」とする「常設投票」や個別の議題に関して実施する「個別投票」にするかという議論もあるでしょう。また市民の発議権を認める場合に例えば「外国人を含めた全市民の1/5以上」とするのか、子どもの意見を聴くために高校生も対象とするのか、そういった様々なことが検討されると思います。後者には、地域コミュニティの再編強化へ行政がどのように支援していくか、NPOなどの公益活動への支援をどうするか、などが検討されていくと思います。時間は70分と限られていますので、グループ全員で協力して意見を出し合い、グループの中で意見をまとめていってください。

3. 議題 条文 市民参加と協働について（グループ討議）

5 グループに分かれて条文の「市民参加と協働」についてワークショップ形式で話し合う。以下に各グループの意見と発表内容を記載します。

< グループA >

協働・・・事業コストの削減。迅速に対処できる。行政は目標を持って市民と協働。
行政は具体的なことを決めて支援していく。

情報公開

（協働）

みんなで地域を作り出すという視点を持つ、支え合う、地域の力。

協働 市民が企画し、行政が協力するもの。

協働 事業運営などコスト削減につながる。行政は活用せよ。

ボランティア、NPO 法人活動グループの活用。意見交換の場の策定。
責任を持って行う。

協働 行政が対応出来ない。市民が迅速に処理活用する。

協働 技術・資金・時間など行政の不足を補うからルートを確立する。

協働 各課、目標を持ち、市民と行う。（市民が参加しやすくする）

協働 市民と行政が長所を生かす組織。両者が負担し合う。

介護 施設活用、提供、援助

協働 行政の不足を補う。ボランティアなど協同に1%以上見る。

(参加)

市民参加 行政が企画、市民が行う環境が必要。

夕張のようにしてはならない。

まちづくり市政 参画する市民は平等で人権尊重。

市の赤字が大きくなったとき議員の歳費は市民が決められるように。

いろいろな市民の集まり、プラットフォームが必要。機能・地域・職域・学区などが同一テーブルに。

情報を開示・提示して参加・意見を求める。参画できるようにする。

金 入札・実行・結果

全ての市民が参加できる(参加を妨げられない。もし参加しにくい条件があればそれを補われる。)

市民参加がガス抜きにならないように。

まちづくり市政 協働参画 子供会・自治会・婦人会・青年部という縦割りを横つなぎするシステム。

情報を市民に流す。

情報が簡単に入る様にする。審議会はどのようなものがあるかを。

総合計画の策定について 策定手続の公表、計画案を公表して意見を求める。提出された意見について採否の結果、理由を付す。

市民参加 現場の声を聞く。

情報公開の重視、ガラス張りの市政。

市民参加 行政は目標値を設ける。参加者が少ない場合問題がある。

行政が個人の意見を総合的にまとめる。個人の意見 行政 議会 議員は審査。

誰もが思いを出せるしくみと場が作られなければいけない。

市民の権利 責任とダブル部分がある。情報量が足りないので手順としてもっと情報をえてからの議論になるのでは？

自治会 全員の意見 動きが鈍い 個人の意見も取り込めるシステムが必要

個人は積極的に参加。 教育が必要

審議会(市民を入れる。各機関代表。)

公募、市民だけの参加 集まる人が偏る。今回がよい例。

審議会への市民参加 公募の委員を加える 設置の目的に応じて地域・性別・年齢・国籍など必要な配慮を行う

市民投票の実施 成立の要件、投票者数の現実 住民投票の結果の取扱を明らかにする 条例の見直し制度の規定(例えば3年ごとの見直し)

行政の意識改革 できない理由 どうしたら出来るか(市民の声を聞け)

< グループ B >

市民啓発の必要性。パブリックコメント（市民に投げかける提案、しっかりした回答）。協議会等のあり方（行政と市民は対等の立場）。市民の提案。市長のリーダーシップ。参画の定義 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることをいう。

市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民が参画できるよう、また、その機会の拡充に努めるものとする。

パブリックコメント 市民に投げかける提案 日本人はなれていない
コメントの回答（聞いておきますという市の回答しかない）
行政から玉を投げかけてこない。

審議会委員の決め方
市民から行政に求める
市民の啓発が必要
市長のリーダーシップが必要 市長のリーダーシップ 旗を振る
市民参加はよいことだが、市民を入れておけばよいという考えではいけない
主体性のある市民の参加 基本条例などは市民が積極的に参加すべき
市民の意見をどうやって受け入れるか？意見を受け入れるしくみが必要
意見のいったことを形に残せるようにする。
行政も市民に分かりやすく説明する。
市民が関心を持てるように投げかける。
行政が市民の意見を聞く
うまく動くしくみを作っていきたい。
市民が行政の意識を変える。
協働の定義 市民及び市がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力して公共的課題の解決に当たることをいう。
市民及び市が公共の原則に基づき、相互を信頼し、尊重し合い、協働するよう努めるものとする。

< グループ C >

市民参加（各種審議会等の参加者は何らかの代表者が多い。一般参加も。）情報公開。
（権利）

審議会はあるが回数が少ない。会を開いても意見が出にくい。
手当があるが高額。交通費程度で！！費用（対償）は交通費程度！！
委員会をするときには一般公募委員を入れる。審議会の委員を公募で1割 or 2割入

れれば本当の市民参加ではないか。

市民の意見が的確に反映できるしくみをつくる。

市民及び市は双方対等な立場で協力し合ってよりよいまちづくりを実現できるよう努めるものとする。

市は市民が自発・自主的に行われる非営利の市民公益活動に対してその活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

計画の実施・評価等に対して市民の参加が可能で。

行政も労力を出して欲しい。

総合計画他の重要な計画の策定に際しては公表及び意見を市民に求める。

住民投票の制度化と効力の位置づけを。

まちづくり活動を行う団体・市民に対する行政の支援を。

行政も三者協働を唱えるなら、具体的活動提案を行うべき。

縦割り行政を何とかして 市側に協働の窓口を作って欲しい。

インターネット等を有効に使ってはどうか。

住民投票制度あった方がいい、、、

< グループD >

グループの意見として「現状の改善策」が多かった。本当の市民の意見の反映を。

議会の傍聴（駐車場の話）。いずれも健全な仕組みがあれば問題ないことばかりでは？

（市民参加・協働とは？）

協働とは市民・市・議会がそれぞれの役割と責任を自覚し互いに補完し、協力すること。

市民は自主的に学習し、参加する。

行政はしくみであり、決定権は市民が持っている。

市民参加条例を作成し、行政は必ず市民の意見を聞く。市民投票・審査・アンケート等。

行政は地域の声を聞いているつもりでも伝わっていない。自治会・連合会

市民交流館 市民がもっと交流できる所として使用できるのでは？

市民が自立するためには事実を知る必要がある。

行政に市民が参加しやすくしてほしい。日曜日・祝日に議会を開く等。

（市民参加・協働を実現するためには？）

市民参加条例を作る。 市民政策提案手続 パブリックコメント手続 公聴会手続
審議会手続 市民投票 アンケート

毎年1回市民参加の実施状況及び実施予定をまとめ、公表する

市民だけじゃなく行政も参加する。

老若男女が参加できる機会を作る。

市民にも勉強が必要。

中央集権ではなく、自治の基本である市民が見直し、参加する。

市、市民共にいかに多くの市民の参加ができるか考える。

当初の市民の参加を認めて欲しい。公募委員の任命等

市民が理解・参加しやすくするため、行政にて事前に資料整理・勉強会

議会の日 議員のための駐車場必要？

議会を傍聴できる環境づくり 夜間休日開催

市予算・NPO活動等市民も参加できる場を設けてほしい。

< グループ E >

付箋が少ないのは「協働」の定義に時間がかかったため。協働とは行政と市民がまちづくりに向かって一緒に努力することで、そのためには住民の意見を十分に聞くことが必要。協働の柱（パブリックコメント・委員会等への参加・住民投票）。

（権利）

協働の定義 立場の違うもの同士が互いを理解・尊重し、相手の立場に立って協力して協同すること。

政策決定・過程に必ず市民が参加する。

情報の共有が協働には不可欠

審議会等へ市民が参加する（公募）

市民と行政それぞれの特性を活かす

市民が自由に意見を述べることのできる体制づくり

市民と行政、お互いの立場を尊重する

会議の内容の公開

市民参加の状況を公表する

市民が意見を述べることのできる場を多く設ける。例えば公民館など

市民参加に関する周知を行う

市民の意見は行政において必ず検討する

相談窓口の拡充

パブリックコメントの実施

住民投票制度を確立する。

市民活動に対し行政は積極的に支援する

市民活動に「有益な情報を積極的に提供する

4. まとめ

会長 会議の進め方がかなり熟達してきた感じがします。

市民社会には自治会などの地域コミュニティの他に障害者の家族会などのアソシエーション的な団体も数多くあります。アソシエーションであれば多数決主義・合理主義で物事を決める目的別個人結集団体ですので、自分と違った目的であればやめればいいんです。しかし自治会などの地域コミュニティは全会一致を旨としますので、少数が納得できるように努力し、そこに連帯感が生まれるのです。これらは農業や漁業など生産の共同から生まれてきました。今でも消費での共同はあると思いますが、昔に比べ連帯感が薄くなってきています。集団の意思決定で大切なことは「腑に落ちる」ことです。あの人が言っているなら協力しよう、しょうがないなあといったものです。こういう温かい感情があるから協働するのであって、正しいからだとか、仲良くした方が得だという意識では協働は生まれません。これをロバート・マッキーバーは感情共同性として述べています。柳田国男も「平凡教育」で非凡教育の弊害を説き、許し合い、譲り合うという平凡教育を進めています。現代は、人より抜きんでようとするが、これは間違い。差別につながります。だから温かさ＝コミュニティを取り戻しましょう。

(Aグループ)

情報共有や審議会への一定割合の市民参加が述べられ、それ以外にも多くのことを言っていただきました。あとNPOへの行政からの支援についても述べておられたと思います。

(Bグループ)

市民参画は市民の主体性が重要というお話でした。市民への啓発も必要だと指摘されましたが、市民の市民による市民への啓発というの必要ですね。市民も自発性と提案がないとダメだという意見がありました。

(Cグループ)

活動支援の窓口一本化が指摘されていきました。また団体自身も、周囲の人をどんどん巻き込んでいくことが必要で、市民からの支援を求めていく努力が必要だという指摘がありました。

(Dグループ)

審査会などの開催日時を土日や夜間にできないかというご指摘でした。議会の会期はなぜ平日の昼間なのかというご指摘もございました。

市民の責任において市民参加条例をとという話しもありました。市民交流館が機能していないという指摘もありましたね。

(Eグループ)

協働の定義について時間を費やしたと言われましたが、パブリックコメントや審議会への市民参加、住民投票も指摘していただきました。

市民が責任を持ってやっていることに行政が入って支援していく。

行政がやっていることに市民が入って支援していく。

という意味で冒頭に説明させていただきましたが、行政の中に市民が参画・協働し、市民の中へ行政も支援していくという、お互いが相手を任せっぱなしにしないことが重要ですね。また審議会への参加では公募を原則とし、指名での参加も認め、内容の公開・傍聴の保障によって本当の意味での「市民参加」となるというご指摘もございました。

今回の策定委員会は「完全公募」となっています。「完全公募」も市民の意見を集約する1つの方法だと思いますが、この方法では「来やすい人」「来たい人」は集まるが、子育て世代の女性は来にくいだろうし、若者も来にくい。強いものは益々強くなり、弱いものは益々弱くなるという認識を持っていただきたい。出てきにくい、アクセスしにくい、理解しにくいという「ソーシャルマイノリティ(障害者・子ども・女性・外国人・同和問題の当事者など)」の人たちにはお願いしてでも参加してもらわないといけないのではないかな。世代別代表制になっているか?分野別代表制(福祉・教育・防災など)になっているか?こういった視点に立てば、公募を原則としながら指定枠を設定するべきではないでしょうか。またグループEの発表を聞いていて、インスピレーションがありました。それは、どこからどこまでが地域の責任か?どこからどこまでが市役所の責任か?地域の責任つまり住民自治と、市役所の責任つまり団体自治の責任の範囲を明確に分ける必要があります。例えば自警団(消防団)は地域による「住民自治」とすれば、消防本部や「団体自治」にあたる。警察についても同様。住民の情報通報があつてこそだ。いくら警察の人数を増やしても犯人逮捕数はあがりませんね。責任の境界を決めれば、住民自治の課題はたくさん出てきますが、自治会だけでは解決できないですね。

会 長 事務局から事務連絡があればお願いします。

5 . その他

事務局から資料について説明がある。

事務局 次回のテーマは「条例素案について - 全体討議」ですが、次回の会議では、みなさんで議論いただいた内容を基に事務局で作成しました「条例素案のタタキ台」と「意見整理表」の概略について説明させていただき、今後の会議の運営について議論していただければいいのではないかと考えております。またお帰りの際にお渡しする資料は、この半年間みなさんで熱心に議論していただいた成果として、みなさんの貴重なご意見を「意見整理表」にまとめた上で「条例素案のタタキ台」として作成させていただいたものです。ただ、あくまでも事務局として提示した参考資料ですので、今後みなさんで議論を重ねていただき、より大和郡山市らしいものにしていただければいいのではないかと考えております。なお、委員から提出されております「条例私案」についてもお渡ししますので参考にしてください。どうぞよろしく申し上げます。

みなさん、本日は大変お疲れ様でした。なお次回は、3月27日(木)19時からとなっております。日程通知については、議事録と併せて送付します。

以下余白